

平成 1 2 年度

環境負荷量調査の結果について

平成 13 年 10 月

まえがき

環境庁は2000年11月に「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」2000年11月版を公表し、人や野生生物の内分泌作用を攪乱する作用を有すると疑われる化学物質に関する問題への対応方針について明らかにしている。この対応方針の中で、内分泌攪乱作用が疑われる化学物質について環境中濃度の実態と環境への負荷源及び負荷量を把握するとともに環境を経由して人や野生生物にもたらされる曝露量を推定し、実際的な環境リスクの評価を行うための基礎的なデータ・情報を整備することを掲げている。

本調査では、SPEED'98(2000年11月版)に基づき65対象物質の使用量の実態と推移、環境中濃度の実態、国内外の過去の測定値、内分泌攪乱作用等の報告の信頼性評価を取りまとめ、対象物質のリスク評価等の調査研究を行う際の優先度を示す暫定的な分類を行い、曝露経路調査の結果も合わせて今後の内分泌攪乱化学物質問題対策のための資料とすることを目的とした。

内分泌攪乱化学物質環境負荷量調査ワーキンググループ検討員

(五十音順)

所 属	役 職	氏 名
国立医薬品食品衛生研究所毒性部	部長	井上 達
北九州市環境科学研究所アクア研究センター アクア研究課水質環境係	係長	門上 希和夫
豊橋技術大学エコロジー工学系	助教授	後藤 尚弘
東京大学 (座長)	名誉教授	清水 誠
国立環境研究所化学環境部計測管理研究室	室長	白石 寛明
国立環境研究所地域環境研究グループ 水改善手法研究チーム	総合研究官	鈴木 規之
北海道大学大学院獣医学研究科	教授	藤田 正一
国立環境研究所地域環境研究グループ 化学物質健康リスク評価研究チーム	総合研究官	米元 純三
東京都環境科学研究所基盤研究部	主任研究員	森 真朗

第 1 章 全国一斉調査結果のまとめと対象物質の分類

1. 取りまとめ手法に関わる基本的な考え方

- (1) 以下の内容について環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 (2000 年 11 月版) に記載された内分泌攪乱作用を有すると疑われる 65 物質 (以下、対象物質) ごとにデータシートを作成した。

平成 12 年度に実施された水質、底質、水生生物及び野生生物に関する全国一斉調査結果の集約。

平成 11 年度に実施された水質、底質及び大気に関する全国一斉調査結果の集約。

平成 10 年度に実施された水質、底質、土壌、大気、水生生物及び野生生物に関する緊急全国一斉調査結果の集約。

使用量およびその傾向、環境中濃度に関する規制、国内外の過去の測定値及び内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告 (*in vivo* 試験：生体内試験) の集約。

全国一斉調査結果と国内の過去の測定値及び内分泌攪乱作用を示すと疑われた最低濃度 (生体内試験) との比較と簡単なまとめ。

- (2) 全国一斉調査での検出の有無、使用量の推移及び内分泌攪乱作用を示すと疑われた最低濃度 (生体内試験) との比較に基づきリスク評価等の調査研究に向けての対応を明確にするために対象物質の分類を暫定的に行った。

2. データシートの内容

- (1) 対象物質の使用量およびその推移と環境中濃度に関する国内規制 1975 年以降 (それ以前に製造禁止等により生産が中止された物質については 1964 年以降) の国内使用量について記載した。国内使用量は国内生産量と輸入量の和とした。農薬の使用量は原体換算を行い、有効成分含有率が不明な場合は、製剤量を示した。使用量の経年推移は最新統計値とその前年値との差で判断し、増加・横這い・減少と示した。なお、国内法に基づく環境中濃度に関する内容を記載した。

(2) 全国一斉調査結果

平成 12 年度に実施された水質、底質、水生生物及び野生生物に関する調査結果、平成 11 年度に実施された水質、底質及び大気調査結果並びに平成 10 年度に実施された水質、底質、土壌、大気、水生生物及び野生生物に関する調査結果を集約し、調査試料数、検出した試料数、検出濃度範囲を調査ごとに記載した。なお、平成 10 年度の水質、底質及び土壌調査結果には野生生物影響実態調査（コイ及びカエル類）において並行して行われた水質、底質及び土壌の各調査結果を追加して記載した。また、調査で同族体や異性体等別々に測定された対象物質についてはその同族体や異性体ごとに記載した。

(3) 国内の過去の測定値

「化学物質と環境」に記載された過去 26 年間の環境中濃度の経年推移について水質、底質、大気及び水生生物（魚類、貝類、鳥類）ごとに整理し、調査試料数、検出した試料数、検出濃度範囲を記載した。ポリ塩化ビフェニール類及びシマジンについては「全国公共用水域水質年鑑」に記載された測定結果を併記した。

なお、過去の調査で同族体や異性体等別々に測定された対象物質についてはその同族体や異性体ごとに記載した。

(4) 海外の汚染水域での測定値

汚染が深刻であると報告されている五大湖、バルト海及び北海の水質、底質及び魚類に含まれる対象物質濃度に関する報告を抽出し、検出濃度範囲を記載した。なお、報告で同族体や異性体等別々に測定された対象物質についてはその同族体や異性体ごとに記載した。

(5) 内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告

内分泌攪乱作用を示すと疑われた試験結果の報告を抽出し、経口投与、腹腔内投与、皮下投与の各試験結果を除いた生体内試験結

果の作用濃度及び作用内容を記載した。各報告について、複数の専門家による信頼性評価を行い、信頼性の認められた試験結果を採用した。報告で同族体や異性体等別々に試験された対象物質についてはその同族体や異性体ごとに記載した。なお、内分泌攪乱作用に関してはその測定方法、測定項目、評価方法等について未だ議論のあるところである。

(6) まとめ

平成 10 年度、平成 11 年度及び平成 12 年度に実施された全国一斉調査結果の最高値と内分泌攪乱作用を示すと疑われた最低濃度との比較において、超えたか超えないかの判定ができたものについて記載した。内分泌攪乱作用を示すと疑われた最低濃度（生体内試験）については、作用濃度に信頼性が認められた結果を採用した。なお、調査で同族体や異性体等別々に測定された対象物質についてはその同族体や異性体ごとに比較を行った。

3 . 対象物質の分類

(1) 対象物質を A、B、C、D 及び E 物質に暫定的に分類した。分類の手順を付図に示した。本分類は対象物質の内分泌攪乱作用の強弱を示すものではない。なお、調査で異性体や同族体等別々に測定された対象物質については異性体や同族体ごとに分類を行った。分類の基準や考慮した事項は以下のとおりである。

水質、底質、土壌、大気、水生生物及び野生生物調査での検出の有無

使用量の推移

内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告（*in vivo* 試験：生体内試験）の有無

調査で測定された環境水中の最高濃度（ x ）と内分泌攪乱作用を示すと疑われた最低濃度（ y ）との比

なお、本分類では x / y を曝露作用暫定分類指数とした。ここで、不確実係数として、環境中濃度の変化、影響を受ける生物の種差

や個体差を考慮して、OECD が採用している最大値（最も安全側に立った値）である 1000 を暫定的に用いることにした。そこで、対象物質ごとに算出した曝露作用暫定分類指数が 1/1000、すなわち 0.001 より大きい小さいかを判定の基準とした。

A 物質

各調査において検出された物質で、内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告があり、曝露作用暫定分類指数が 0.001 以上の物質

B 物質

各調査において検出されたか、または未検出で使用量が増加傾向にある物質で内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告があり、曝露作用暫定分類指数が 0.001 未満または不明の物質

C 物質

各調査において検出されたか、または未検出で使用量が増加傾向にある物質で内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告がない物質

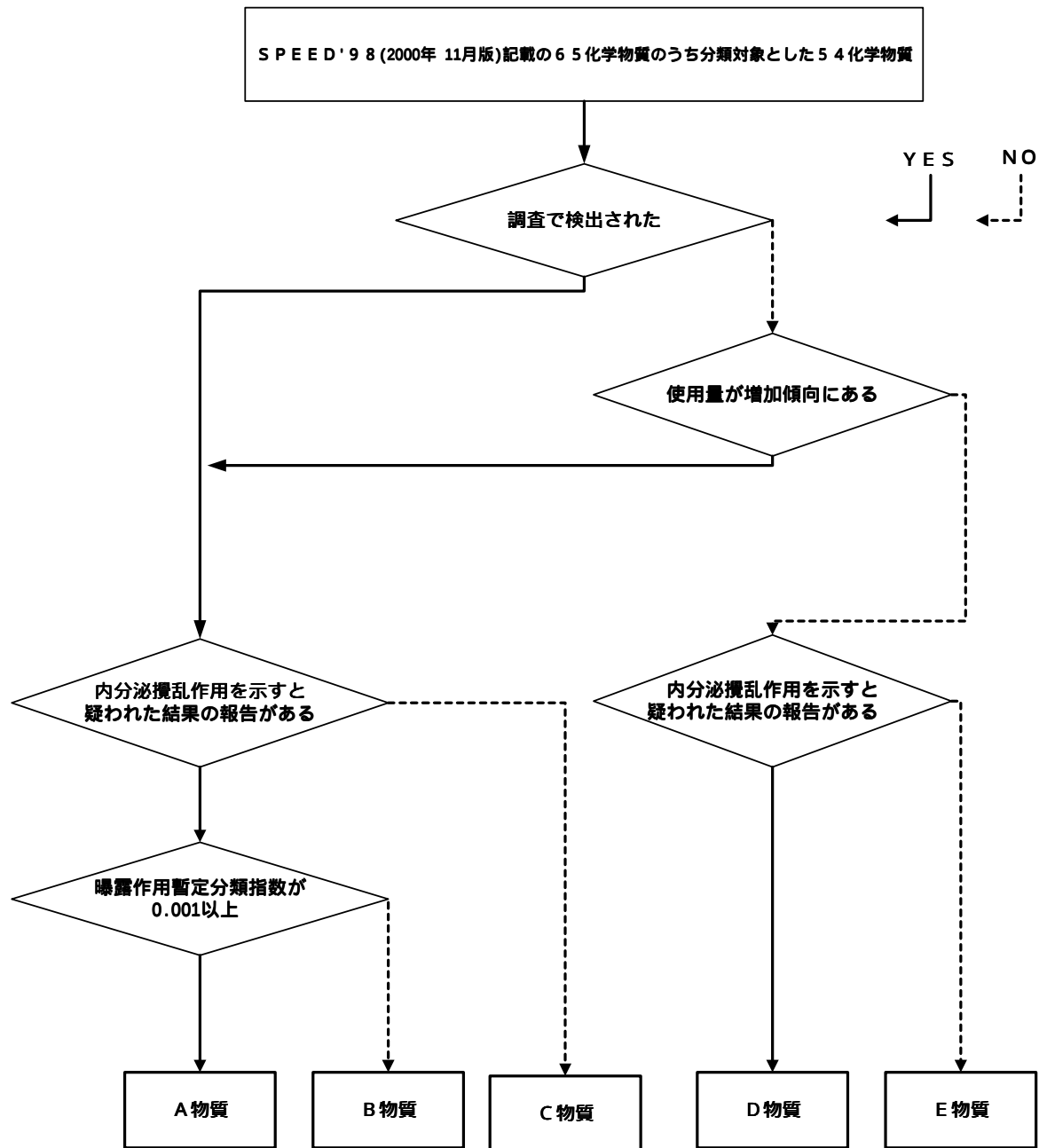
D 物質

各調査において未検出で、使用量の増加傾向が認められない物質で内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告がある物質

E 物質

各調査において未検出で、使用量の増加傾向が認められない物質で内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告がない物質

付図 リスク評価等の調査研究を行うための物質の分類手順
(水生生物への作用濃度と全国一斉調査結果との比較)



全国一斉調査では SPEED'98 記載 (2000 年 11 月版) の 65 化学物質のうち以下の 6 物質を除外し、59 化学物質を調査対象物質とした。ダイオキシン類については検討を別途実施している。マイレックス、トキサフェン、アルディカーブ (アルジカルブ)、キーボン (ケボン) は国内の登録実績がなく農薬以外の用途がないこと、また、メチラムについては水試料を対象とした場合、自然由来等の夾雑物質との関係から定量性が得られる残留分析法がないことから、それぞれ調査対象から除外した。なお、ベノミル、マンゼブ、マンネブ、ジネブ、ジラムについては代謝物を測定したことから分類対象より除外した。

(2) 分類結果

分類結果を以下に示した。ただし、複数の異性体や同族体等がある対象物質についてはその異性体や同族体ごとに分類を行った。なお、調査対象除外物質及び分類対象除外物質についての分類は行わなかった。

A 物質

5 物質：トリブチルスズ、4-t-オクチルフェノール、ノニルフェノール、フタル酸ジ-n-ブチル、ビスフェノール A

B 物質

16 物質：トリフェニルスズ、4-n-オクチルフェノール、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジエチル、ペンタクロロフェノール(PCP)、2,4-ジクロロフェノール、ポリ塩化ビフェニール類(PCB)、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、アトラジン、 β 及び γ -ヘキサクロロシクロヘキサン、NAC、DDT、p,p'-DDE、マラチオン、ベンゾ(a)ピレン、フェンバレート

C 物質

29 物質：フタル酸ブチルベンジル*、フタル酸ジシクロヘキシル*、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ベンゾフェノン*、オクタクロロスチレン*、4-n-ペンチルフェノール、4-n-ヘキシルフェノール、4-n-ヘプチルフェノール*、アミトロール*、4-ニトロトルエン、フタル酸ジペンチル、フタル酸ジヘキシル、フタル酸ジプロピル、ヘキサクロロベンゼン(HCB)、アラクロール*、CAT*、 α 及び δ -ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデン*、オキシクロルデン*、trans-ノナクロール*、o,p'-DDE*、DDD*、ケルセン*、ディルドリン*、エンドスルフアンサルフェート、ヘプタクロルエポキシサイド、メソミル、トリフルラリン、ペルメトリン*

D 物質

6 物質：2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸、エチルパラチオン、
エンドスルファン、メトキシクロル、エスフェンバレレ
ート、ビンクロゾリン

E 物質

8 物質：ポリ臭化ビフェニール類(PBB)、1,2-ジブロモ-3-クロ
ロプロパン、アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル*、
ニトロフェン、メトリブジン、シペルメトリン

調査対象除外物質

6 物質：ダイオキシン類、マイレックス、トキサフェン、アル
ディカーブ、キーポン(クロルデコン)、メチラム

分類対象除外物質

5 物質：ベノミル、マンゼブ(マンコゼブ)、マンネブ、ジネ
ブ、ジラム

なお、内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告(*in vivo* 試
験：生体内試験)が得られなかったC及びE物質のうち、*を付し
た物質は、内分泌攪乱作用を示すと疑われた試験管内(*in vitro*)
試験の報告が得られている物質である。

(3) 平成12年度調査において更新された内容

以下の7物質について分類が変更された。

○ビスフェノールA

信頼性のある内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告(生体
内試験、水中濃度)が得られ、水質調査で測定された最高濃度(平
成11年度、建設省調査で検出)と比較するとその比が0.001を
超えていたため、B物質からA物質に変更となった。

○ポリ塩化ビフェニール類(PCB)

信頼性のある内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告(生体
内試験、水中濃度)が得られたため、C物質からB物質に変更と
なった。

○ベンゾ(a)ピレン

内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告（生体内試験、水中濃度）が得られたため、C物質からB物質に変更となった。

○フェンバレレート

使用量が前年と比較して増加傾向となったため、D物質からB物質に変更となった。

○メトキシクロル

内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告（生体内試験、水中濃度）が得られたため、E物質からD物質に変更となった。

○ビンクロゾリン

信頼性のある内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告（生体内試験、水中濃度）が得られたため、E物質からD物質に変更となった。

○メトリブジン

使用量が前年と比較して減少傾向となったため、C物質からE物質に変更となった。

4．考察

ア 今回の一斉調査は、平成10年度及び平成11年度調査に続く、大規模な全国調査であり、今後の内分泌攪乱化学物質の調査研究、とくにリスク評価の推進に重要な基礎を与えるものである。

対象物質はいうまでもなく内分泌攪乱作用が疑われるにとどまるものであり、環境実態調査の各測定点における検出データについても、それだけで問題とすることができないことに留意する必要がある。

イ 併せて行った文献調査では、文献の信頼性評価を行い、内分泌攪乱作用が疑われる水中濃度に関する信頼性のある報告が得られた。これらの文献が、ただちに内分泌攪乱作用の有無、強弱を的確に表すものではなく、実験等による検証が必要なものも少なくない。科学的な調査研究の対象として取り上げている65物質の取り扱いについて、これらを一様に現時点において内分泌攪乱作用があり有害なものとして受け止めることは正しくない。したがって、内分泌攪乱化学物質に関し

ては、その測定方法、測定項目、評価方法について検討中のものもあり未だ議論のあるところであり、その文献に関しても今後も継続的にさらに詳細な調査が必要である。

ウ 平成１３年度には、対象物質のリスク評価等の調査研究を継続して実施する。

各物質ごとの今後の対応については以下のとおり（別表参照）とする。

（１）Ａ物質

内分泌攪乱作用に関するリスク評価を優先的に行う。

（２）Ｂ物質

環境濃度調査や文献調査を優先するとともに、リスク評価を行う。

（３）Ｃ物質

環境濃度調査や文献調査を継続するとともにリスク評価を行う。

（４）Ｄ物質

優先して文献調査を行うとともに環境濃度調査を継続する。

（５）Ｅ物質

環境濃度調査や文献調査を継続する。

別 表

	リスク評価の実施 (農薬を除く)	文献調査	環境濃度調査
A 物質			
B 物質	○		
C 物質	○	○	○
D 物質	—		○
E 物質	—	○	○

：優先的に実施する、○：実施する、—：現時点では未定

5 . データシート

データシートの見方

(1) 対象物質の使用量およびその推移と環境中濃度に関する国内規制

農薬の原体換算は次の方法によって行った。対象物質を含む製剤の国内生産量または輸入量を製剤の種類ごとに集計し、有効成分含有率を乗じ、合算した。有効成分表示が対象物質を含む化合物である場合も有効成分含有率を乗じた。液体製剤は容積表示であるが、比重 1 として計算した。有効成分含有率が複数記載されてはいるが、製剤の合計値のみが表示されている場合は、有効成分含有率の単純平均値を用いた。使用した資料を以下に示した。

- 1)社) 農山漁村文化協会(1983)農薬便覧第 6 版
- 2)日本水産学会監修(1992)有機スズ汚染と水生生物影響
- 3)社) 日本植物防疫協会(1998)農薬ハンドブック 1998 年版
- 4)化学工業日報社(2001)13901 の化学商品 (バックナンバ - を含む)
- 5)通商産業大臣官房調査統計部(1965-1998)化学工業統計年報
- 6)財) 日本公衆衛生協会(1972)環境保健レポート No.14
- 7)U.S. National Library of Medicine(1999)Hazardous Substances
Data Bank
- 8)社) 日本植物防疫協会(1997)農薬要覧-1997-
- 9)社) 日本植物防疫協会(1999)農薬要覧-1999-
- 10)社) 日本植物防疫協会(2000)農薬要覧-2000-
- 10)Keith,L.H.(1997)Environmental Endocrine Disruptors
-A Handbook of Property Data-,A Wiley-Interscience Pub.

(2) 全国一斉調査結果

ア 平成 12 年度全国一斉調査結果として以下の各調査結果を記載した。

なお、国土交通省が実施した「水環境における内分泌攪乱化学物質に関する実態調査」の河川における調査地点別河川水質調査結果 (秋期 ; 9 - 11 月) 、調査地点別河川底質調査結果 (秋期) を併記した。

検出濃度範囲の欄には、検出限界値 (N D) 未満の場合は検出限界値の最低値と最高値を、検出された場合は、検出限界値 (N D) の最低値と最高値及び測定値の最高値を示した。

水環境中の内分泌攪乱化学物質 (いわゆる環境ホルモン) の実態調査
水質調査 : 一般水域調査 (1 - 3 月)

底質調査：一般水域調査（１ - ３月）

農薬の環境動態調査

水質調査（６ - 10月、12月）

底質調査（６ - 9月、12月）

水生生物調査（魚類）（８ - 9月）

内分泌攪乱化学物質による野生生物影響実態調査

野生生物実態調査：カワウ、カワウ卵、猛禽類、猛禽類卵について実施した。

イ 平成 11 年度全国一斉調査結果として以下の各調査結果を記載した。

なお、建設省が実施した「水環境における内分泌攪乱化学物質に関する実態調査」の河川における水質調査結果（春期；５ - 7月、夏期；８ - 9月、秋期；11 - 12月、冬期；2月）、底質調査結果（春期；５ - 7月、夏期；８ - 9月、秋期；11 - 12月）を併記した。

検出濃度範囲の欄には、検出限界値（ND）未満の場合は検出限界値の最低値と最高値を、検出された場合は、検出限界値（ND）の最低値と最高値及び測定値の最高値を示した。

水環境中の内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）実態調査

水質調査：一般調査（11 - 3月）

底質調査：一般調査（1 - 2月）

外因性内分泌攪乱化学物質大気環境分析調査

大気調査：春期

ウ 平成 10 年度緊急全国一斉調査結果として以下の各調査結果を記載した。

なお、建設省が実施した「水環境における内分泌攪乱化学物質に関する実態調査」の河川における水質調査結果（前期；7 - 8月、後期；11 - 12月）、底質調査結果（後期）を併記した。

検出濃度範囲の欄には、検出限界値（ND）未満の場合は検出限界値の最低値と最高値を、検出された場合は、検出限界値（ND）の最低値と最高値及び測定値の最高値を示した。

水環境中の内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の実態概況調査

水質調査：一般水域調査（夏季；8 - 9月、秋季；10 - 1月）

重点水域調査（秋季；10 - 1月）

底質調査：一般水域調査（秋季；10 - 1月）

水生生物調査：一般水域調査（秋季；10 - 1月）

農薬等の環境残留実態調査

水質調査：第一回（7月）、第二回（9月）、第三回（11月）

底質調査：9月

土壌調査：11月

水生生物調査：9月

外因性内分泌攪乱化学物質大気環境分析調査

大気調査：主に10 - 12月

内分泌攪乱化学物質による野生生物影響調査

水質調査：コイ、カエル類の採集場所で並行して実施した。

底質調査：コイ、カエル類の採集場所で並行して実施した。

土壌調査：カエル類の採集場所で並行して実施した。

野生生物調査：コイ、カエル類、クジラ類、アザラシ類、ドバト、トビ、
猛禽類、シマフクロウ、アカネズミ、ニホンザル、クマ類、
タヌキについて実施した。

（３）国内の過去の測定値

検出濃度範囲の記述は全国一斉調査結果と同様とした。使用した資料を以下に示した。ただし、「化学物質と環境」の集約に関しては、「化学物質と環境」中の化学物質環境調査等結果各地域データに記載された検出試料数、調査試料数及び検出濃度範囲をまとめた。

1)環境庁環境保健部環境安全課(1975-2001) 化学物質と環境

2)環境庁水質保全局監修(1977-2000) 全国公共用水域水質年鑑

（４）海外の汚染水域での測定値

検出濃度範囲の記述は全国一斉調査結果と同様とした。五大湖における水質調査結果については今回の調査とは分析方法（主にGC-ECDを使用）及び検出限界値が大きく異なるため比較は行わなかった。使用した報告は平成11年度報告書に記載した。

(5) 内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告

ア 平成 10 年度調査では以下に示した資料に記載されている内容に関し、物質ごとに取りまとめた。

- 1) 社団法人日本化学工業協会(1997.3)平成 8 年度通商産業省委託調査内分泌(エンドクリン)系に作用する化学物質に関する調査研究 - 化学物質リスクリダクション対策調査 - 化学物質国際規制対策推進等(総合安全管理の体制 整備等) 報告書
- 2) 環境庁(1997.7)外因性内分泌攪乱化学物質問題に関する研究班中間報告書
- 3) 環境庁(1998.5)外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について - 環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 -
- 4) 厚生省(1998.11) 内分泌攪乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告
- 5) 東京都衛生研究所毒性部(1999.3)内分泌攪乱作用が疑われる化学物質の生態影響デ - タ集
- 6) 国立医薬品食品衛生研究所化学物質情報部(1999.4)H S E ホ - ムペ - ジ 内分泌攪乱候補物質、関連物質、および参照物質一覧
- 7) U.S.E.P.A.(1988)Pesticide Fact Handbook
- 8) シ - ア・コルボ - ン他(1998)「よくわかる環境ホルモン学」、環境新聞社
- 9) U.S. National Library of Medicine(1999)Hazardous Substances Data Bank

イ 平成 11 年度及び平成 12 年度調査では SPEED ' 98 掲載物質ごとに文献検索データベースを利用して文献検索を行い、生態影響(水生生物)に関する文献を選出し、報告の整理を行った。文献検索データベースとしては、情報源が比較的広い MEDLINE、TOXLINE を主とした。なお、ダイオキシン類は対象としなかった。

以下に示した進め方により、得られた報告の信頼性評価を行った。

1) 一次評価

平成 12 年度に検索・選出された報告について、専門家により、詳細レビューを実施し、主に、試験方法並びに結果の解析方法に着目し、信頼性評価を行った。報告の信頼性評価結果として、「信頼できる」、「ある程度信頼できる」、「信頼性は低い」に区分した。

2) 二次評価

被験物質の妥当性、記載された作用濃度の妥当性、評価項目の妥当性に着目し、専門家により、信頼性評価を実施した。被験物質については、「単一物質」、「混合物で組成が既知」、「混合物で組成が未知」、「不明」に、記載された作用濃度については、濃度の実測状況、換水状況を勘案し、「信頼性が高い」、「信頼性がやや低い」、「信頼性が低い」、「不明」に、評価項目の妥当性については、評価項目が「内分泌との関連の有・無」に区分した。試験の再現性を考慮し、被験物質の入手先の記載がある場合は、記載された作用濃度の「信頼性が高い」報告を「信頼できる」とした。記載された作用濃度の「信頼性がやや低い」報告を「ある程度信頼できる」とした。

記載された作用濃度の「信頼性が低い」または「不明」の報告については「信頼性は低い」に区分した。被験物質の入手先の記載がない場合は、「単一物質」の被験物質を使用し、記載された作用濃度の「信頼性が高い」報告を「信頼できる」とした。「単一物質」の被験物質を使用し、記載された作用濃度の「信頼性がやや低い」報告と「混合物で組成が既知」の被験物質を使用し、記載された作用濃度の「信頼性が高い」または「信頼性がやや低い」報告を「ある程度信頼できる」とした。「混合物で組成が未知」または「不明」の被験物質を使用した報告と「単一物質」または「混合物で組成が既知」の被験物質を使用し、記載された作用濃度の「信頼性が低い」または「不明」の報告については「信頼性は低い」に区分した。

(6) まとめ

はじめに、平成12年度の全国一斉調査での測定結果を記載し、平成10年度及び平成11年度の測定結果及び国内の過去の測定結果(以下、過去の測定結果)との比較を行った。検出された最高値が国土交通省の調査結果であった場合、その旨付記した。平成12年度に測定を行わなかった対象物質及び平成10年度調査においてのみ検出された調査結果については平成10年度の調査結果を記載した。

平成12年度の全国一斉査での測定結果が検出限界値未満であった場合、

過去の測定結果との比較は行わなかった。また、全国一斉調査で検出され、過去の測定結果が検出限界値未満であった場合、全国一斉調査の最高値が過去の測定結果の検出限界値を超えていた際には、その限界値との比較を行い、超えなかった際には比較を行わなかった。

内分泌攪乱作用を示すと疑われた結果の報告のなかで信頼性評価の二次評価で「信頼できる」とされた作用濃度を曝露作用暫定分類指数の計算に使用した。

用語の解説

作用内容に記載した用語の簡単な解説を岩波生物学辞典及びステッドマン医学大辞典等より抜粋して示す。

アセチルコリンエステラーゼ：体内の化学伝達物質であるアセチルコリンを分解する酵素

アンドロジェン（アンドロゲン）：雄性ホルモン作用をもつ物質の総称
インボセックス：巻貝類の雌に雄の生殖器官（ペニスや輸精管）が形成されて発達する現象

エストロジェン（エストロゲン）：発情ホルモン作用をもつ物質の総称
サイロキシシン（チロキシシン）：甲状腺から分泌されるホルモン

テストステロン：精巣から分泌される雄性ホルモン

トリヨードサイロニン（トリヨードチロニン）：甲状腺から分泌されるホルモンでその作用はサイロキシシンより強い

ビテロジェニン：卵黄形成時に卵母細胞に吸収され、卵黄の原料となる雌性特有な体液蛋白質

ミューラー管：脊椎動物において生じる中胚葉性の管で、後に雄では退化するが、雌では発達して輸卵管となる